

亞墨利加之富盛なる庶産物北方諸山の材木南方諸邦の
 果實等を各州各府より運輸せざるも亦皆商賈の力あり
 商賈ハ如此して亞墨利加及び亞細亞をして歐羅巴に通
 せしめ或ハ^{ネーデル}耳回^{ネーデル}瑞典^{ネーデル}巴西^{ネーデル}百露^{ネーデル}獨逸^{ネーデル}英吉利等をして佛
 朗西の各地方と交通せしむるあり予適一商人の小店を
 印度の胡椒青黛亞墨利加の水綿布亞刺比の珈琲等宇内
 各邦の産物を排列せるを見たり此等各邦の名産物の斯
 く充衍せるハ大船巨船にて諸方の洋海を經過し世界の
 一方より他方へ航渡せざる商人の轉運輸送を務むるに因
 る

然らば航海ハ緊急の要務として通商ハ貴ふべき業あり
 總て人間の要用ハ此業の右に出づる者あり
 汝等商業の要旨を知るは是れ正直信實の謂として若し
 此正直信實の意なき時ハ商賈ハ一の詐偽人たるを免か
 れる如何とされは他人の知らざるに乘じて係蹄を張り
 陷穽を設けて其財を奪ふ者と近きはかり
 若し商賈其物品の鹿悪あるを知り欺きて良品ありとて
 之を販賣せざるべきハ是れ即ち人の財を竊盜せざるあり又
 物品の鹿悪あるに詐偽を設け其缺を隠して之を販賣せ
 るハ亦是れ竊盜なり買者の其價を知らざるに乘じて高價

と賣興して多く利を得る者も亦是も竊盜なり

故に余若し商賈の店に入らんとする時ハ其容子を熟視し正利を好みて其物の品位とあらざる虚價を貪り求めざる正利の店に入らんと欲し詐偽の係蹄を張り欺罔の羅網を備へて人の金囊を掠奪せんとする黠商の店に入らむと思ふ

第五十八章

前章の續

或る商人の店頭ハ花文の鹿悪なる織物あり此商一の田舎漢を欺きて云く請ふ之を買へ予ハ衣服を製せんハ是れより良好なる者なく予必此物の破損するを見ざる

べしと田舎漢之を買ひて歸れば商人ハ其代價を收めて獨自大笑せり此商一日馬を求めんと欲し馬商の家へ行きたるは馬商云く予見よ是れ最良の善馬にして駿才逸足是より勝れる者なく且決して落馬の患あるへしと此商彼織物を賣りたる價金を出して此馬を購し賣買の約口は成りて後始めて此馬の羸瘦虚弱なるを知りて馬商の已を欺きたることを覺せり

奇なるなる此商已が欺きて得たる金ハ已も亦他人に欺りて之を失へり斯の如きは皆不信不實の商にして名ハ商賈おれども實ハ竊盜なり之は反して一の正直なる

商人あり其店頭より尺度の足らざる織物あり或る田夫は云けるは茲より一巻の織物あり其尺の足らざるより低價にて予は賣與せべしと田夫之を買ひ得て歸せり是を田夫ハ多く金財を有せざるを以ての故なり然れども買ふ人其物と其價と相當せるを以て竟は後悔せざ此商人ハ右の織物を賣りて其得たる金財を齎し馬を買ふんとて馬商の家を往けは馬商云くよく見よ茲より二匹の馬あり一匹ハ價廉あれども予其善あるを保せざ予が善良あるを保せる者ハ他の一匹なり此馬ハ其價不廉なれども之を買ふべしと商人其言を信じて遂に此馬を買

ひければ果して善良ある名馬なり他日此商人の信友は馬を買はんと言ふ者あり其時商人其友に語りて云く予馬を買はんと言ふれば我馬を買ひし某の馬商の家を往け彼ハ正直の良買あれば必汝を欺らば平心よ買ひ取る事を得べしと

斯の如きは正信實直の商人なり商人正實を以て業をなさば美名世に廣まりて其身必富む居らん故に商賈の正信實直あるハ其身代隆盛の基礎なり

第五十九章

工人

工人ハ日出より起きて其器を執り其業を營みて倦まざ

の面背流汗し勉めて得る所の工錢ハ主長之を授與せべき常理あるが故あり田野を耕耘する者ハ収入の分賦に加ハらざといふとかく葡萄を培植する者ハ其收穫の利を分とぎんばあるへからざ然れども工人等汝が得ると能ハざる所の賃料を以て其身を富まさん事を望むと
かかれ
若し工人其勉業すべき時間を一時怠惰として送る時ハ即ち一時間の賃料を盗む者ト等し又其工事を鹿悪として徒と其賃料のくを受くる者ハ即ち其良工と與ふべき價を盗む者ト等し

然らば善き工人ハ奮勵してよく汝が業と堪ふべし汝を從僕と世上の等級ハあまども真神の目前ニハ皆平等なる者として善をなす者ハ真神之ニ褒賞を賜ふべきことを懐思をべし

第六十章 營業

人の世ニ生るるハ或ハ兵とくり或ハ商とかり農とあり工とかり固より一個の營業中ニ投ぜらるる者あり然らば如何なる部類の職業ニ入るとも安眠して幸福の來ると手を束ねて利益を得るとの二事を思ひ望むべからざ我友汝ハ幾許の勉業をせしり之を余ニ語せ余汝ハ汝が

得ん所の利を語らん汝若し業を操りて倦むことなくん
は亦金を積むと勞むるとあうらん
人の休息するハ日課を完了して後とあり故と休息ハ甚
愉快を覺ゆ是れ已が業を既に終むばかり
一畝の良田ありとも之を耕耘する人の汗を灌がざれば
一物も生ぜるとあし

甲乙二人播種する者あり甲ハ惟地と下種するのこして
足れりとし其後ハ雨露の潤澤と太陽の生育とを待つて
ハ先深く耕して之と播種し其芽の出るに至りて意を盡
して灌水し又莠を除き去りて土地と手を下とと再三

かり斯くて甲の蒔きたる種ハ生長悪しく遂と太陽の炎
熱と焼け莠草と壓せらる乙の種ハ之と反して其芽の出
つるに勢あり甚よく生長して花多く葉茂り秋に至りて
多く實を結ひて大と豊饒かり
勤惰の差あると實と斯の如し怠惰ハ總て物を耗損し勉
勵ハ總て物を生産し且豊饒を得るなり余嘗て怠惰人の
田地を過きしと荆棘暢茂して田面を蓋ひ墻壁皆破壊せ
り余彷徨して感懐と堪へば自云く人手を求めて遊惰を
れば忽ち貧困此の如きと至る其報の速あると恰も脚夫
の命を傳ふるが如く最大なる厄難速と其身と到らんと

倉脩人よ汝ハ蟻の其業を勵むを見てよく之を試考し其才智あるを學ぶべし蟻主長ふしと雖も秋日收穫の間預め冬日の食物を積むハ豈才智あると非ぞや

第六十一章

魔を使ふといふ事

童子等余汝に上代の史を語らんとて此事ハ諸書の中散見せれども汝等未だ讀まざる者多し

一の耕夫あり其地沃饒にして田二倍の收穫あり其田に生むる穀ハ肥穂重累して其莖地に俯し園に生むる樹ハ其果多し結びて枝之が爲め小撓屈するに至り又其牧地に生むる獸音ハ肥澤壯大にして其牝牛ハ最乳汁多し

然るに此近隣なる人の地ハ瘠磽にして田ハ實らば僅の收穫物にて其穀倉に入ること彼が半に過ぎぬ

此人右の耕夫を羨み彼の耕夫ハ已が地を豊饒にして一身のみ悉く地力を引きて他人の耕作せる田を不毛瘠磽からしめんと魔術を行ひしと想像するに至り

遂に彼の耕夫を犯罪人とし且危難をなさん者ありとて官廳に告げたまはば審判官耕夫を召して此原告人と對せしむ耕夫ハ出づるに單身ならば其耕作に使用する所の牛を牽き來り此牛體格雄壯にして咽の肉下垂し額に大なる角を具へたり

又壯健にして業を勉むる婦人を伴ひ其耕具の鋤鉞を携へたり此婦人素朴にして粉飾の氣なく且兩腕を露出して丈夫の如し又其鋤鉞の刃ハ磨礪して甚鋭く寒光を發せり

彼の耕夫審判官の前ニ進みて云く我を罪ありと聽て訴ふる者ありと聞く然きとも爰ニ證とを可き我身の保護物あり我が魔術ハ即ち此強力ある牛と鋤鉞と子が業を勉むるとかり又其勇剛なる兩腕を示して云く我が魔術ハ即ち此強壯にして疲勞せざる此兩腕と壯健にして早起勉勵する此妻とかり總て人の天意をして人心ニ從ハし

むるも亦其得べき權勢を得るも皆己が勉強勞苦ニ因る者なり若し余罪あらば速に刑せよ我が言ふ所既ニ盡せりと終に黙して復言ハも衆人之を見て其言の理あるを賞譽しけむば彼の罪を誣告せる者ハ大ニ困惑羞耻し赧然として去り

第六十二章 節儉と時刻を惜むとの事

若し汝業を勉めて得たる財貨を無益ニ費散する時ハ汝が勉強ハ何の用をうせん
得ること從ひ浪りて費する人あり是ハ如何なる人ぞ此人ハ徒に其身を勞むるの事として喩へば錐孔ある器物に液

汁を満たしめんと欲するが如し之は液汁を注げハ從ひて漏失をるをり
斯の如き人ハ即ち財貨を放散する人として能く財を得ると雖も其貯蓄する所一物もなく其手ハ入るに從ひて悉く漏失をるをり

毎日十サンチームサンチームハ一フの百分のの財を無益に散る者あり是ハ極めて微き事ども年を以て算ふきは三十六フランの多きを費せたり年三三十六フランの利子を得んハ元金一千フランを出さずせば得ること能ハズ故に毎日十サンチームの財を散るハ即ち元金一千フラン

の利子を失ふなり

一アルパン千五百四十二坪餘の地の生産物ハ通常年ハ十八フラン

より二十フランに過ぎざ故に毎日十サンチームを無益に散るハ即ち年二アルパンの地の生産物を散る理なり

時刻ハ即ち貨財なり故に徒坐して時刻を過くるハ即ち貨財を失ふ者なり若し此時間を以て其業を勵まば貨財を得べし故に日ご時刻百分の十を怠惰に送る者ハ財を以て言ハ、年ご元金一千フランより得る所の利子を失ふ者ごて地を以て論ぜば二アルパンより生る所の産

物を捨るものなり
然らば彼の日と十サンタームよして年と三十六フラン
の財貨を無益と散じ或は怠惰とて其得べきを失ふ者あ
らん。汝其冗費の全額を知る。其人第一年と三十六フ
ランを捨て第二年と又三十六フランを失ふ之を初年の
總計と加し第三年と又三十六フランを散じ之を初二年
の總計と加し斯の如く連続して二十年の久しきを經は
此總數積りて一千二百フランの額とらん亦工人ハ毎
日僅し時刻の百分の十を失ふとん二十年の久しきを經
は一千二百フランの財貨を捨るに至るなり

工人の怠惰と光陰を送りて二十年の後と至り其身の貧
困を憂昔とる者あらん此時予ハ左の如く云ひて其人を
警醒せん嗚呼惰夫よ予久しく汝が今日の憂昔あらんと
を知れ。汝ハ日々時刻百分の十を捨て又日々十サンチ
ームの財を虚耗せり是れ汝が無益と散失せし財ハ其總
計一千二百フランなり汝が之を散じる時ハ些少なりと
思ひしらん然れども若し之を散失せざして今日に至
らば汝が囊中ハ一千二百フランの金を貯へ持つべし

第六十三章 富貧

多くの人云く世に富と貧とありて一ハ其所有物多くし

て餘あるを謂ひ一ハ其所有物寡くして足らざるを謂ふ
ハ如何と余之ニ答へて云ハん何故ニ斯ク問ふヤ夫ニ富
貧ハ其所有物の多寡を論ぜる者ニして固より其人の求
むるニ因りて富を得惡むニ因りて貧を避くること能ハ
ズ實ニ其人の所行ニ因りて造化主の適宜ニ命ずル自然
の定法あり豈余輩の得て變易する所ならんヤ且又人の
富ニ居リ貧ニ居ルハ凡て其人の性質ニ因リ或ハ其過失
ニ關する事ニして己ハ貧しきとも其子孫ハ富み或ハ己
ハ富むとも其子孫ハ貧しき事あり
茲ニ其氣力も同じく其運命も同じく年齢も亦等しくし

て恰も兄弟の如く見ゆる者二人あり此人等しく父の遺
物を受けしと一人ハ強力の性ありて能く事ニ堪へ朝ハ
日出前ニ起きて其業を勉勵し其財産を殖して廣く田地
を有し多く群畜を養ひて其子も亦富饒ニ居り盛大の住
居をなせとん一人ハ怠惰ニして懶眠を好み父の遺し
財産ハ皆之を無益の事ニ耗散し悉く其所有品ニ離れて
貧困の苦境ニ陥り其子も亦貧窶ニして卑矮なる草舎ニ
住するニ至きり

不徳の致す所斯の如し一ハ貧より富ニ至り一ハ富より
貧ニ至る是き上下の止まざる運轉として恰も絶えず梯

予と昇降せざるが如し數百年を経ば一の上り一の下り昇りたる者ハ降り降りたる者ハ昇り總て時と共に變轉して年を経ると從ひ移り行くべし又時として僅の間と富者の忽ち貧者の城と降り貧者の暴と富者の城と昇る事あり

第六十四章 前章の續

然らば富者の如何なる者として貧者の如何なる者ぞ富者の多く財を費せ者あり貧者の少く財を費せ者あり然きども到底此二者の間の一の大差別あるとあし此二者の間富者の花麗驕奢を極めて我輩と位地隔絶せ

と見ゆきども其實ハ然らば富者の美衣華帽を著し甚細美ふる羅紗を服し亦西班牙の羊毛峨羅斯の麻等字内の名産を盡せども未だ必しも多く我輩貧者と優きりと爲そ子ハ本國の羊毛を以て製せる粗なる羅紗の衣を服し或ハ母の冬間夜業を紡きたる麻を以て衣とせ余ハ麻布の衣を着して我業を勵む又野に出ても耕耘する時の金の鈕子を以て裝飾せる美衣の却りて操作し便あらざ

富者の多く美食をもども余輩の粗食よりも美とせども余真神の余輩の如き美なる食慾を以て富者は賦與せむと

を願ふ

食物の滋味あるハ香料とあらざして即ち我が枵腹ある
ふよるなり古諺は云く飢ゑたる時のうけ汁の最も美味
なりと是れ貧富となく共ニ其日課の業を終りて身勞も
腹空しき時の粗淡の食物も皆最良の美味を覺ゆるを以
てあり故に貧者の常ニ脆硬なる褥ニ臥せとも彼の富者
の紺總を附け柔軟なる天鵝絨の褥ニ臥すよりの甚安穩
よして其眠りよ就く時自云ふ真神ハ萬物を創造し且現
在の事物を作る其事物ハ即ち善なり真神ハ自善事をし
て又人の善事をせんことを欲す故に我輩總て真神の好

む所ニ從はん是も即ち善事なり

第六十五章 眞の富者

汝眞の富者を知るは是も其望む所の最も少なき者を指
して言ふなり故に汝多く財貨を積むとも汝が望む所亦
多く爲めみ苦心して壓抑せらるる時の其財貨ハ何の用
をりせん予ハ財貨少ふしと雖も望む所も亦少ふし然ら
ば余輩汝と固より同じ位地ニ在りて曾て異なるにあし
余富者と貧者との事を汝ニ語らん富者の其所有廣大に
して其庭園を過ぐるるときハ大なる列樹を有る道を行く
れども貧者の僅に二三株の林檎と薔薇の叢と熟したる

グロゼイユ 木イチゴよ似
とる果の名 とある狭小ある庭園を徘徊する
と過ぎざ然れども其歡喜の嘗て多少の差あることあり
其故の喜悅の情の所有品の華美盛大を以て其度を定む
べきものゝ非ざして精神の感得に因る者ありはかり
是故に所有物の少あくとも却りて大なる欣喜を得又多
きとも却りて欣喜を得ると少なき者あり畢竟財貨の
唯富者の欲を増加するのくふして他の益なき者あり且
多く望を遂げんとする者へ常に厭足する日あり
汝眞の富者を知る日を得る所の利益何様大なりとも
其中より僅に十サンチムの財を費すのくまり人其費

を所得する所より多けきは所有物多くとも無益にして終
に貧苦に過る事あらん然れども予り所有物些少なる時
ハ亦少許を以て生計に費すことを知り此些少の中より
僅に貯蓄せば遂に眞の富者とならん是を僅少なる財も
日々に之を貯へて怠らざれば竟に其身の獨立自由を得
るに至らん

日よ得る所の利益の中より僅に一スウ 銅貨の名
一ニ十分の一 の財
を費す如き貧者の彼の家産不適せざる元費を以て富
者に比せば其富たる事優れり

第六十六章

ナボッツの葡萄園

聖史は一の勸戒とす可き奇談あり童子等恐らく汝之を
全く埋會せむこと能はざらん今子之を演述せん昔者ア
カッブ王と云ふ者あり此王ハ富者として巍々たる宮殿に
居り衆多の從臣あり多く財物を貯へて貴重の玩器を藏
せり又其館の周圍にハ珍奇ある花卉を駢植てく花麗を
窮めたる池臺あり
王ハ常と金銀を掌上に玩弄し精好なる衣服を着し其館
外に出づる時ハ金銀を嵌し五彩を描したる美車を乘し
て往來す如此盛大なる居處奉養あはれども猶富貴の足ら
ざるを覺ゆ是を更に欲せむ所あるが故なり

此王の廣大華麗なる庭園の傍に或る貧者の樹藝せる狹
き葡萄園あり王此葡萄園を併せて其庭園を擴めんと欲
し一日此貧者を召て其名をナボツツと云ふ土之に語り
て云く子よ汝が葡萄園を授けよ子汝と其價の二倍若く
ハ四倍を償與せんとナボツツ答て云く子ハ貧賤と雖も
一物を欠く事なく亦一物を欲せむ事なし我所有ハ寡小
かりとも自以て足れりとせば別と財貨の多き我を要せ
ざ且此葡萄園ハ固より子に屬し我手を以て之を培養せ
ること我知るのこ其他を知らざり子ハ之を父より傳はり
父ハ之を祖先より傳はれり于此所と生れて又此所と死

せんこと茲欲を

斯てナボツツハ静て其家ニ歸テ鋤を荷ひ往きて其園を
耕し其葡萄子の實り垂れたる茲見て歡悦し此收穫のよ
うらんこと茲思ひて微笑せり然るネアカツブ王ハ心憂
愁して憤懣ニ堪へざ已が財貨ハ悉く塵埃泥土の如く思
ハれり是れ其財を以て其好む所の一小地を買はん
しと其事の成らざると因りてなり王ハナボツツの葡
萄園を見ること已が有せる富饒なる物よ更ニ貴く思
ハせければ必之を得むと思ひ憂忿激發して已が財貨を
以て喜樂とせざ遂に其心混亂して其身の罪惡ニ陥ると

茲顧みてナボツツの生血を流して救すを謂ふ其園地を横奪す

るふ至れり此時王ハ恐怖をべき真神の聲を聞く真神預
め人をして言ハしめて王の罪科を審判する日を示し
り果して其日に至り曩ニナボツツの培養せし葡萄園ニ
群犬集まりてアカツブ王を咬みてこれ茲殺し其生血を
吮ひたりと云ふ童子よアカツブとナボツツの二人何れ
う富貴とをべしや實ニ富貴とをべきハ却りてナボツツ
なり

第六十七章 前途の目的

衆人の行きて達する所の目的ハ惟一條なる者なり或ハ

此處の一路を行き或ハ彼處の一道を過ぐ一ハ速よして
一ハ遲し然れども衆人皆各其目的の地は達せざること
なし唯其進むふ彼此の別ありて花卉の艶々たる幽林の
鬱々たる緑草の蒼々たる果實の累々たる茂見て目を悦
ばしめ又渴を慰むべき小川の流は沿ひて行く者あり
或ハ荒漠たる曠野を過ぎ荒涼なる廢址を行く者あり然
れども此行旅の遠き可き地に至りてハ衆人皆相會して
其間ハ等差あることなく齊しく長夜は安眠するなり又
貧者の墳墓はハ十字形の一片木あるのよして富者の
棺上はハ大理石の碑碣を供ふ然れども富貴となく貧賤

となく共ふ泉下の客と爲り地中と埋めらるる時と至り
てハ皆平等と眞神は前と在りて貴賤は別あることなし
但し善人と惡人と身不徳を爲し者と心清淨なる者とハ
大なる差異あり
人の死する時と至りてハ富貴も必要あらざる者あり何
とあれば縦令世上にて多くの物を所有せし一物も携
帶せしこと能はざりて單身にして衣を剝ぎ裸體にて此世
を去るか故なり然れども行事の善惡ハ其關する所甚大
なりて徳と不徳とハ此世と在る時と此世を去て去後と
或ハ其人の幸福とあり或ハ其人の不幸とある恐む戒め

ぞんばあるべうらぞ

眞神の人を審判する秤量ハ金玉と寶石とを量らざして
惟善惡は業を審量するあり此時に當りて高貴卑賤の別
を生むるなり即ち善業をふして有徳なりし者ハ高貴と
なり惡業をなして不徳なりし者ハ卑賤となるなり

第六十八章

善人の葬儀

トーマスの老いて死せし時全村の人其喪に居て皆之を
悲哀せり是を其人となり正直善良よみて衆人之を敬愛
せしを以てなり

一人の云くトーマスハ余等ハ爲めよ正善なる益友よ

て曾て衆人を捨つるとかく大に余等を善導せりと又一
人の云くトーマスハ信實正義の者なり故に人其言を信
ぜ且其人と爲り一度他人と約せし事ハ必之を遂げざる
となしと又云くトーマスハ長壽を保ちしが一人ハ此人
に關りて苦情を述ぶる者多く又毫も此人を誹謗するん
のちしと万人一口賞譽して皆感傷悲哀しトーマスの家
に往きて吊へり

幼童に至るまで悲哀憂傷して敢て游嬉する者なく皆戚
々として往きたり是を童兒等衆人の行儀を學びてト
ーマスを敬むるとを知ればなり故に其生存の日も童兒の

トーマスの前を過ぐる者ハ皆其帽を脱し且其門前を過
ぐる時毎々云く衆人の敬愛を受くるトーマスが家ハ即
ち是なりと
斯て其棺の家を出づる時ハ實一の大戯場と赴くが如
く全村の男女老幼となく續々として其處に群集せり其
寺院に至る時衆人トーマスが爲す祈禱し後教宰の祈
禱と共に衆人も禮拜して曰く嗚呼我真神曰くトーマス
を天上と呼び給ひトーマスも之に應じたきは必之を平
和光明の處に置き之に不朽の安寧を與へ有徳善良なり
し此トーマスを輔助し給ふべしトーマスハ真神を信奉

して其生涯を送りたまはばこそ真神を信奉して正道に進
む者ハ後世不朽不死と云ふ始めをらんと皆其誠心より
出たる言なり

又云く有徳に居て死する者ハ一生の勞苦を免れて安寧
となるなり其善業をせしを以て皆痛せざ且其善業の共
身を護るが故なりと

葬儀は終りて其遺骸を埋葬する時皆善人の生死ハ一
大教鑑となると云ひ各靜默感歎して退散せり

第六十九章 惡人の死

一人病床に困臥して皆痛衰弱せる者あり此人孑然一身

よして其床傍に看護をせざるものなく又此人の爲めに眞神の其苦惱を去らんことを祈禱する者もなく其門を叩き其病を訪ふ者なく四壁蕭然として甚憐むべき景况なり是ハ惡人として衆人の廢棄擯斥せられたる者なり此人年老の終期近づきて衆人の廣棄せらるる時に至り自既往を追想し其經歷せし年間の所爲を考ふるに其惡業悉く己が身前に排列するが如く恐怖懣悔して殘虐の惡むべきを覺え再起して其首を昂げんとするに恰も泥中の理もが如し既往の罪狀其眼前に現え且諸方より嘲罵の如き響を聞く此響の内は汝不徳として徒ら喜樂の欲を

縦にして其身の富貴ならむとを欲し私意を達せんとして惡事をなせり凡て汝がせし罪惡今悉く汝が身上に報ひ來りて審判即ち天罰を受くべき日至り前日の喜樂全く變じて苦毒となると云ふ惡人の此事を思ひ此響を聞き憂傷恐怖して死の進むを止めんとすども之を支ふる術なく恰も燃火炎々を深坑に臨みて墜ちんとするが如き景態あり惡人の實に如此衆人の廢棄せらるる之を安慰するものも亦く之より氣力を授くる言をも聞かざ終る塵床の苦死せり其遺骸を葬むる時傍人の言を聞けば彼の無情ぶし

て他人の疾病災害に感傷せざりし悪人の遺骸茲にあり
 此人朋友に不信父に不孝子に不慈として又人の約を負
 き善人を避け悪人と交通して其生涯を送り今此悪人
 の遺骸埋葬して茲にあり願くは真神の之に憐恤を垂し
 ん事をと是を真神の審判に定まるふ因りてなり
 殿堂にて教宰に祈禱始る時衆人其言を聞きて皆恐懼震
 悚せり是を人の總て生前なく善悪の業により死後其
 賞罰を受けんか爲めは真神の審判廳に登らざることを得
 ざればなり嗚呼汝小子等慎めよ

訓
 蒙 勸懲雜詔終

川口 高 同校
 清水 世 信

明治十年五月廿六日出版御届
 同 十年六月 刻 成

大阪府平民

翻刻人

中川 勘 助
第天區七區博勞町四丁目十二番地

同 本 太 助
同區唐物町四丁目十番地

大阪

發兌人 柳原 喜兵衛



寶文入

大和

竹原喜六郎

森本太

辨傳入

大和

中川

同 十平六月 校
印 廿五 五月廿六日 出 效 吟 品

山 齋 本 抄 計

159

159
K

大阪教育大学附属図書館



05103501786

B1
M10
阪教大

記号	103
号	125

22

